

「別紙2」放射線照射食品の細部表示基準(I.4.イ.4)

1. 表示対象

- イ. 法第7条により放射線照射が許された食品に放射線を照射した場合（完成品）
- ロ. イ. の食品のうち、検知法が告示された食品を原材料として使用し食品を製造・加工した場合（放射線照射を行った原材料使用食品）

2. 表示方法

イ. 表示場所

- 1) 第1号イ. に該当する完成品の場合、消費者が分かりやすい場所に表示事項を表示
- 2) 第1号ロ. に該当する放射線照射を行った原材料を使用した食品の場合、“原材料名および含有量”欄にその照射した内容を表示

ロ. 表示事項

- 1) 第1号イ. に該当する完成品の場合：照射処理が行われた食品であることを示す文言および照射図案



2) 第1号ロ. に該当する放射線照射を行った原材料を使用した食品の場合

イ) 個別原材料名と共に表示：原材料名および含有量の表示欄に当該原材料名に括弧付きで“放射線照射”と表示[例：“タマネギ(放射線照射)”、“放射線照射ニンニク”など]

ロ) 放射線照射処理原材料を一括表示

(1) 放射線照射処理を行った複合原材料の表示：放射線照射を行った複合原材料名とその原材料名を5つ以上表示

[例：放射線照射を行った○○複合原材料名（原材料名を5つ以上表示）]

(2) 放射線照射処理を行った食品を一括表示：放射線照射を行った原材料を括弧付きで一括表示

[例：放射線照射を行った原材料（ジャガイモ、ニンニク、タマネギなど）]

ハ) どのような原材料が放射線照射処理されたのか確認することが困難な場合は、“放射線照射処理された原材料を一部含有”または“一部原材料を放射線照射処理”などの内容で表示することができる。